

茨木市立児童発達支援センターあけぼの学園保育所等訪問支援運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立児童発達支援センター（以下「施設」という。）において実施する指定障害児通所支援の保育所等訪問支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定保育所等訪問支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2 市長は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。

2 指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定保育所等訪問支援の提供ができるよう努めるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）その他関係法令等を順守し、指定保育所等訪問支援を実施するものとする。

(事業の運営)

第3 指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、利用者の負担により、施設の職員以外の者による支援は行わないものとする。

(施設の名称等)

第4 指定保育所等訪問支援を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 茨木市立児童発達支援センター あけぼの学園
- (2) 所在地 大阪府茨木市西穂積町8番11号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5 施設における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定保育所等訪問支援の実施に関し、関係法令等を順守させるため施設の職員に対し必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

ア 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活、課題等の把握(以下この号において「アセスメント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、施設が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の目標及びその達成時期、指定保育所等訪問支援を提供する上での留意事項等を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成すること。

ウ 保育所等訪問支援計画の原案の内容の利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した保育所等訪問支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。

エ 保育所等訪問支援計画作成後、保育所等訪問支援計画の実施状況の把握(障害児等についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて保育所等訪問支援計画を変更すること。

オ 利用者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、施設以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

カ 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

キ 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 訪問支援員 1名(常勤)

訪問支援員は、保育所等訪問支援計画に基づき障害児等に対し適切に支援等を行う。

(4) 事務員 1名（常勤）

事務員は、前各号に掲げるもののほか、指定保育所等訪問支援を実施するために必要な事務を行う。

（開園日、開園時間等）

第6 施設の開園日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開園日を変更し、又は臨時に休園することができる。

3 施設の開園時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

4 サービスの提供時間は、午前9時から午後5時までとする。

5 第3項及び前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、施設の開園時間若しくはサービスの提供時間を延長し、又は短縮することができる。

（指定保育所等訪問支援を提供する主たる対象者）

第7 指定保育所等訪問支援を提供する主たる対象者は、18歳未満の知的障害児及び精神障害児（発達障害児を含む。）とする。

（指定保育所等訪問支援の内容）

第8 施設で行う指定保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 保育所等訪問支援計画の作成

(2) 基本事業

ア 障害児本人に対する集団生活の適応のための専門的な支援

イ 訪問先施設の保育士等に対する支援方法等の指導

（利用者から受領する費用の額等）

第9 指定保育所等訪問支援を提供した際には、利用者から指定保育所等訪問支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合において、その提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 指定保育所等訪問支援で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費については利用者から徴収するものとする。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10 市長は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に指定障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1項に規定する負担上限月額、又は同令第25条の5第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11 通常の事業の実施地域は、本市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12 現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに市長が定める協力医療機関又は障害児の主治医(次項において「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

3 指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生したときは、直ちに障害児等に係る障害児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第13 提供した指定保育所等訪問支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定保育所等訪問支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は大阪府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報保護の保護）

第14 施設は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例第36号）その他関係法令等を順守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。その職を退いた後も同様とする。

3 施設は、他の障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15 市長は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第16 施設は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務の執行体制についても検証及び整備するものとする。

2 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 施設は、障害児等に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援を提供した日から5年間保存するものとする。

（その他）

第17 この要綱に定めるもののほか、指定保育所等訪問支援の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。